

# 「慰安婦」問題の出現とその前夜： 金文淑と城田すず子にとっての鎮魂碑

木下 直子

## 要 約

1990年代に本格始動した「慰安婦」運動で中心的な役割を果たしたのはソウルの女性運動であるが、本稿では同時期に活動した釜山の金文淑<sup>キムムンソク</sup>、そしてそれより以前から自身の経験を証言してきた日本人「慰安婦」被害者の城田すず子が1990年代初頭に「慰安婦」問題をどのように経験したか探っていく。金と城田は1990年に顔を合わせており、城田の暮らした施設の敷地に建てられた「慰安婦」の鎮魂碑に対して両者が抱いた感情には差異があった。金は鎮魂碑を日本人の謝罪の象徴として捉えたが、城田は自身の被害経験を訴えたい思いとサバイバーズ・ギルトから、日々現れる「慰安婦」被害者の亡霊を慰霊したいという思いを募らせ鎮魂碑の建立を要望したと考えられる。

キーワード：「慰安婦」問題、鎮魂碑、サバイバーズ・ギルト

## 1. はじめに

「慰安婦」問題は1990年代初頭、韓国でソウルを活動の拠点とした女性研究者や運動家らが、かつての日本軍「慰安婦」制度を女性に対する人権侵害であったとして問題視し、世に訴え出たことで出現した。とりわけ、朝鮮人女性を日本軍の「慰安婦」としたことの非人道性が強調される〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉として社会問題化したのが特徴である。「慰安婦」であった女性は戦後、韓国社会でも白眼視されてきたと言われるが、民主化運動と女性運動は彼女たちを「被害者」として再定義する「パラダイム転換」[上野[1998]2012: 100-103]をもたらした。

このような動きを生み出した研究者の筆頭に挙げられるのが、梨花女子大学の教授であった尹貞玉<sup>ユンジョンオク</sup>である。1990年1月に「挺身隊取材記」としてハンギョレ新聞に連載された尹の調査報告は、韓国国内で「慰安婦」制度の過去が知れ渡り、女性の研究者らを中心に関心が広がっていく「導火線」[山下1992: 12-13]の役割を果たした。以降、尹が初代の共同代表を務めたソウルの

韓国挺身隊問題対策協議会（以下「挺対協」、2015年以降は「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」に改称）が日韓の運動の中心的な団体となり、「慰安婦」制度に関する歴史認識を波及させていったと言える。日本でも呼応する形で各地で運動が立ち上がった。

ソウルでの動きは「慰安婦」運動の中心であり続けた。しかし、挺対協とともに活動してきた韓国の「慰安婦」被害者である李容洙が、2020年に記者会見を開き30年間の運動の歩みに疑問を呈したように<sup>1)</sup>、主流の運動の内部で重要な位置を占めてきたサバイバーであっても、複雑な心情を抱えてきた場合がある様子である。翻って、主流の運動の内部にいたわけではない「慰安婦」被害者や運動家は、「慰安婦」問題をどのように経験してきたのだろうか。これらの人びとの歩みが尊重され、その足跡が主流の運動との関係で序列化されることのないよう「慰安婦」問題の歴史を捉えていきたい。

こうした関心の下、本稿では韓国の釜山で活躍した女性運動家の金文淑(1927-2021)と日本人「慰安婦」被害者の城田すず子(仮名)<sup>2)</sup>(1921-1993)に目を向け、「慰安婦」問題が出現した1990年代初頭、彼女たちが「慰安婦」問題をどのように経験していたか、城田については1980年代半ばの様子にも重点を置きながら分析する。城田は「慰安婦」であった過去を打ち明けた日本人として、この問題に関心を持つ人びとの間でよく知られる。金の活動は日韓で十分には知られてこなかったが、韓国では2018年に公開された映画『히스토리』(ハーストリー) (閔奎東監督、ネクスト・エンターテインメント・ワールド) が金を主人公として通称「閔釜裁判」の闘いに光を当て、その活躍が知られるところとなった<sup>3)</sup>。2023年には昌原大学博物館での展示でも金の活動の歴史が紹介された<sup>4)</sup>。城田と金は、金が城田の入所していた施設を訪ねた際に、対面したことがある。

## 2. 金文淑と「慰安婦」問題

### 2. 1. 金文淑の経歴

金文淑は1927年に慶尚北道永川で生まれた。尋常小学校で皇民化教育を受けた世代である。父は日本の企業の朝鮮部門で地方支店長を歴任し、「名誉や権力が大好きな、いわば野心家」で、「親日派」であった[金 1992: 11-12]。母は親族に独立運動家がいたからか、父とは考えが違うところがあったとのことである。金は1943年に慶北高等女学校を卒業して国民学校の教員となった後、1945年に梨花女子大学に入学したが、中退して慶北大学中等教員養成所に移り、卒業後は教職に就いた。1950年に結婚で退職し、朝鮮戦争の戦火を逃れ、夫婦で大邱から釜山に疎開している。活動家の夫は学生時代に何度

も警察に捕まり、1982年に病死するまで独裁政権に抵抗していたという。金の弟は朝鮮戦争で行方不明となった。

金は釜山での生活が始まるとすぐに、地域で読書会を開いたり、「女性問題」を話し合ったりするなど活動した。「もっと誰もが公平に生きられる世界があるんじゃないか」「女は男に従属しなければならない存在ではない」と考える、社会の問題に関心を持つ、自立心の強い女性であった。1962年に日本語通訳の国家試験に合格し、観光会社設立資格を取得、1965年に「アリラン観光旅行社」を設立して釜山の株式会社初の女性社長となった。1976年に交通部長官賞を授かったほか、以降も数々の名誉ある賞を受賞している。実業家として成功を収めながら、1986年に相談ダイヤル「釜山女性の電話」を開設し、女性の人権のための運動に力を入れ始めた。

1989年、金はかつて日本人の「慰安婦」であった城田すず子について、また彼女が暮らしていた千葉県館山市の福祉施設「かにた婦人の村」に建てられた「慰安婦」の鎮魂碑について報じる東亜日報の記事を読み、挺身隊の実体が「慰安婦」であったと理解して衝撃を受けた[金 1992: 18]。自身は女学校4年生の頃に女子挺身隊の噂を聞くようになり、「軍需工場に行かされたら、いつ爆撃されて死ぬかわからない」と考え、挺身隊から逃れる方法として、結婚するか教員になるかという選択肢から、教員になることを選んだと語っている[金 1992: 10-11]。編著書[金 1992]に明示されていないが、1990年に入ると前述の尹貞玉によるハンギョレ新聞掲載の取材記も読んだことであろう。挺身隊に行った田舎の貧しい娘たちに思いを馳せ、胸を衝かれた金は、「鎮魂のための取材旅行」を取行する。最初に訪れたのは前述のかにた婦人の村であり、取材記によれば、1990年[金 1992: 71]6月27日[金 1992: 25]に現地へ足を運んでいる<sup>5)</sup>。以降、資料探しのためにたびたび日本を訪れただけでなく、タイやインドネシアにも生存者を訪ねて出かけたとのことである。そして取材記と資料を収録した編著書『抹殺された墓碑—女子挺身隊』[召 1990]を上梓した<sup>6)</sup>。

同書が出版されたこの時期、ソウルでは尹貞玉や大学院生らを中心とした活動が活発化し、日本政府への抗議と謝罪要求が展開されており、日本の国会で取り上げられるようになるなど、すでに日韓の間で〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉が立ち現れていた。1990年11月にソウルで挺対協が結成されると、金も関係者らと挺身隊問題釜山対策協議会（以下、「釜山挺対協」）<sup>7)</sup>を発足させた。金編著については、新聞に小さな紹介記事はいくつか載ったようであるが、大きく事態を動かすには至らなかった[金 1992: 102]。それでも、一部メディアが金を取材し「挺身隊問題」を伝えたり[金 1992: 67-71]、同書は

釜山挺対協のメンバーの間で基礎的資料として活用されたりした模様である。これらのことから、金の言論活動は1990年代初頭に拡大した〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉の一片を形作っていたと言える。

1991年に釜山挺対協は挺身隊被害申告電話を開設した。金は申告のあった人の中から関釜裁判の原告となる女性を募り、1992年に光州遺族会の訴訟のため訪韓していた山本晴太弁護士らに代理人を依頼し、同年12月25日の下関地裁での提訴への道筋をつけた。それが、釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟（通称「関釜裁判」）である。「慰安婦」被害者2名と女子勤労挺身隊被害者2名で提訴され、追加提訴により最終的に「慰安婦」被害者3名と女子勤労挺身隊被害者7名の原告による裁判となった。関釜裁判は日本で提起された「慰安婦」裁判で唯一一部勝訴の地裁判決を勝ち取っている<sup>8)</sup>。金は関釜裁判の支援運動<sup>9)</sup>からは一審判決が出る前に距離を取る形になったが、裁判の初期の段階で大いに貢献したことは間違いない。

## 2. 2. 金文淑の歴史認識と「慰安婦」問題への取り組み

本節では、「慰安婦」問題出現の時期、金が「慰安婦」制度に関してどのような歴史認識を形成していたかを確認する。1990年刊行の著作[金1990]を訳して編集した日本語の原著『朝鮮人軍隊慰安婦—韓国女性からの告発』[金1992]を資料とする。

前述の通り、金は1990年6月下旬、千葉県館山市の「かにた婦人の村」を訪ねることから「慰安婦」制度の調査を始めている。その原動力となったのは、朝鮮人女性に対する暴虐への憤怒と犠牲者の「冤魂」を慰めようと駆られる気持ち、そして真実を明らかにしなければならないとみずからに課す正義感のように映る。当時、まだ歴史学的な調査が本格的には進んでおらず、『慰安婦』とされた女性の八割は朝鮮人で、戦後も故郷の地を踏めていない」といった朝鮮人女性の悲劇性を強調する歴史像がリアリティを帯びていた。

金が事前に新聞記事で読んでいた、1986年にかにた婦人の村に建立された「慰安婦」被害者の鎮魂碑を実際に訪れると、「忘却を装い故意に消された歴史の中で抹殺された、暗黒の向こう側の悲しい絶叫が、今になってやっと私に呼びかけ訴えている」[金1992: 39]と感じられた。時間が経つほどに朝鮮人女性の受難が一層胸に迫ってきたようで、「可哀想な冤魂たちの悲しい叫びが、鎮魂碑の向こう側から聞こえてくるような気がした。『帰りたいよ故郷の山河へ、会いたいよ親兄弟に…。』」[金1992: 39]と記されている。このように、情動が強く揺さぶられる悲劇として、「慰安婦」の歴史は実感されている。

「慰安婦」制度をめぐる金の歴史認識は、以下の記述から読み取れる。

日本が過去、わが国に対して植民地という名で国を奪い、民族の魂を抹殺するために姓を奪い、それでも足りず男は徴用、女は挺身隊に連れて行き殺しそして捨てた歴史は、日本歴史の大きな恥ずべき汚点である。

特に挺身隊問題は世界史に類のない日本軍隊の残虐史である。軍隊が戦場に従軍慰安婦という名で女たちを引き連れ回したあきれた歴史、それが日本の女なら、また、金儲けのために乗り出した女なら言うこともないが、なぜ朝鮮の純真な幼い乙女たちを騙して連れて行ったのかということだ。[金 1992: 40]

「慰安婦」制度の非人道性は紛れもない事実であり、金の怒りは当然のものであるが、ここでの特徴は、朝鮮人女性の被害が耐え難いものとして実感されているのに対し、日本人女性が「慰安婦」となったケースは、あくまで加害国の女性の身の上として、共感の対象から切り離される様子である。金自身は経済的に恵まれた家庭環境で育ち、高等教育を受けることができたエリートであり、就業詐欺で「慰安婦」にさせられた貧困層の女性とは階級的な差異があるが、同胞女性に降りかかった災難は自分自身に向けられた暴力のように感じられている。

「慰安婦」は「挺身隊」と語られることが多く、「女は挺身隊に連れて行き殺しそして捨てた」とは、女性たちを「慰安婦」とした上に殺したという話である。被害者数や朝鮮人女性の割合なども、民族の被害を強調する夥しい数が挙げられる傾向にあった。

日本は太平洋戦争中に行ったさまざまな形での強制連行の中で、挺身隊の部分が一番の恥辱と思ったのか、徹底的に記録も証拠も抹殺している。推定二〇万人ともいわれる従軍慰安婦の八〇％が朝鮮の娘たちだった。その大半は生きて帰っていない。(中略)ただ最近、タイ国と沖縄に生存している二人のおばあさんの証言で、ようやく当時の様子が断片的に伝えられた。[金 1992: 42]

「二人のおばあさん」とは、ノ・スボクとペ・ボンギのことである。ノ・スボクは「日本人の巡查」[金 1992: 191]に連行されシンガポールで「慰安婦」をさせられ、解放後に帰国船に乗るのを拒み、後にタイで暮らした。ペ・ボンギは就業詐欺に遭い渡嘉敷島で「慰安婦」をさせられ、沖縄本島の収容所に入れられた後、帰国する手段のないまま現地に残った。二人とも女子勤労

挺身隊として働きに行ったのではないが、金の著書出版の1992年時点では、まだ金には女子勤労挺身隊の労務動員と「慰安婦」にするための女性の徴集が区別されていない。どのような動員・連行形態であっても、「挺身隊」であり「慰安婦」にさせられたという認識であったことがわかる。

「慰安婦」の存在は、韓国社会でも1990年代以前から知られていた。木村幹は、朝鮮半島では植民地統治期より労働者として動員された「挺身隊」と性の対象となった「慰安婦」の用語の混同が存在していたことを説明するとともに、1960年代や1970年代に新聞報道でも「戦場に慰安婦がいた」ことは当然の事実として単純に語られていたことを指摘する。やがて、「慰安婦たちは挺身隊という名目の下動員された」という言説が形成された一方、「慰安婦」は植民地期の文脈を離れ軍事基地周辺のセックスワーカーを示すようになり、韓国内だけでなく、沖縄やベトナムの女性たちに対しても用いられる用語となった。そして、「慰安婦」という用語の拡大を穴埋めする形で、植民地期に動員され軍人の性の相手をさせられた女性を意味する語として「挺身隊」が使われるようになったということである〔木村2020: 132-135〕。

金が執筆時点で使用した「挺身隊」の用語についても、そのような韓国社会の用法が反映されているとみられる。映画『허스토리』(ハーストリー)では、そのような従来からの誤解がそのまま踏襲されており、「慰安婦」であったと誤解されてきた女子勤労挺身隊被害者である原告の苦しみが理解されていないとして、関釜裁判の日本側の支援者たちが抗議声明を出した〔戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会2018〕。

先に出版された韓国語の金の著書〔召1990〕のタイトルが「抹殺された墓碑」であるように、「抹殺」は金にとって「慰安婦」制度の本質を表す重要ワードであったと考えられる。「抹殺」は、「慰安婦」として性的に搾取され続けた後に虐殺されたケースのように殺害を示す場合と、「解放後四五年間完全に抹殺された挺身隊の実相」〔金1992: 31〕、「記録も証拠も抹殺」〔金1992: 42〕という記述のように戦争犯罪の忘却や隠蔽を告発する表現である場合もある。「抹殺」には女性の人間性を踏み躪った蛮行への渾身の抗議が込められているとともに、歴史認識も織り込まれている。

参考文献となっている金一勉<sup>キムイルミョン</sup>の著『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』には、「三一運動が起きるまでの一〇年間の、寺内総督による、朝鮮民族抹殺政策」〔金一勉1976: 12〕、「朝鮮総督府は、戦争という狂気に乗じて、植民地の未婚女子すべてを日本軍隊用の「女郎」に投込んで朝鮮民族の衰亡を謀った」〔金一勉1976: 278〕といった表現がみられる。このような記述を参照し、「抹殺」の語を用いたのかもしれない。ほかにも、金一勉著には、北ビルマの竜兵団に属

していた長尾という元中將が朝鮮人「慰安婦」について「彼女らは無残に殺された。それは普通の死に方ではない。彼女らの最初からのてんまつを考えるならば慟哭なくしては聞かれない悲話である。しかし、どこにも墓碑銘はない」と述べたというエピソードが紹介されている[金一勉 1976: 238]。朝鮮人「慰安婦」が虐殺されたという歴史認識を形成し、「墓碑」「墓標」などの語を登場させた背景に、こうした記述に影響を受けていた可能性も推察される。

日本での取材に奔走した 1990 年、帰国後に光復四五周年記念講演会という場に登壇した金は、「抹殺された彼女たちの墓標を探そうと、声をつまらせ」[金 1992: 52] 報告を行った。「慰安婦」問題が出現した 1990 年代初頭、その言説空間は朝鮮人女性を「慰安婦」にしたことの暴虐を問題視する〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉として構築されたが[木下 2017]、金もその言説形成の一端を担っていたと言える。

金は前述の通り、1991 年に「挺身隊」被害の申告電話の窓口を設置し、1992 年には閔釜裁判の原告を率いて提訴の後押しをした。2004 年には私財を投じて釜山市内に「民族と女性歴史館」を開館するなど精力的に活動を続けた。2012 年時点で作成されたとみられる歴史館のリーフレットには、『「慰安婦」として連行された朝鮮人女性は全部で 20 万人と推定される」と記されている。被害者数は、被害の規模を表す象徴的な内容であるが、これについて 1990 年代初頭の定型的な歴史認識が維持された様子が窺われる。

### 2. 3. 金が出会った城田すず子とかにた婦人の村の鎮魂碑

金はかにた婦人の村に向かう道中、一片の新聞記事だけを頼りに取材に着手したことから『「城田」という婦人は実際に存在しているのだろうか…』[金 1992: 26]と不安になったようであるが、無事に城田と対面を果たしている。ただし、前日韓国の公共放送局 KBS が取材に来ていたため城田が疲れていたとのことで、たくさん話したわけではなさそうである。「年より老けて見える病気の彼女は、自分が言い出したことによってマスコミに苦しめられているようで気の毒に思えて、私は慰安婦時代の話にはあまり触れなかった。持って行ったチマ・チョゴリをきれいと言いながら撫でる姿が少女のようであった。『私の話は新聞社や KBS の人に全部話しましたから…』」[金 1992: 33]と対面時の一部始終が記されている。そして、「私はただ彼女を一目見て、抹殺された女性受難史を明かすための証人に会えた縁にむしろ感謝した」[金 1992: 33]と綴っている。金は城田に同情し、体調や境遇などを慮っているが、あくまで彼女を、朝鮮人女性が深刻な被害を受けた歴史を傍証する存在とし

て位置付けている面がある。

かにた婦人の村の鎮魂碑に向き合い、金は「夕焼けの中に高くそびえていた、日本人が建てた石碑の前で私はただうろたえ痛ましい気持ちで一杯だった。(中略) 遅れ馳せながら鎮魂碑が立てられたことで彼女たちの魂のために祈れる場があって幸いに思えた。そして良心ある日本人たちの小さな謝罪として受け入れたいと思った」[金 1992: 32]ということである。朝鮮人「慰安婦」被害者の鎮魂の場としてその場を体感してきた様子が伝わる。

鎮魂碑が建立された由来について、金は元施設長の「深津文雄氏の話」として、「従軍慰安婦の夢を頻繁に見るので苦しいです。慰霊塔を立てて下さい」と城田が要望し、「終戦四〇年を迎えたとき、日本が犯した醜い犯罪に対して自分に出来る謝罪をするために慰霊碑の建立を申し出た」[金 1992: 34]ものと説明している。深津はまた、「この鎮魂碑に刻まれた従軍慰安婦は日本人だけでなく慰安婦の八〇%にも上る韓国人が含まれたものです。むしろ日本人だけならまだしも、韓国人少女を騙して強制連行し、性の提供を強要したその罪悪に対して謝罪をしたのであります」[金 1992: 37]と説明したとされる。

また金は、韓国でメディアの取材に応じた際、城田が「挺身隊生活を共にしていた若い韓国の女性たちがチマチョゴリの姿で現れ悲しそうに泣いている悪夢を何回も見」たため鎮魂碑の建立を懇願し、木の鎮魂碑を立てることになり、その後有志の募金により石碑に代わったと説明している[金 1992: 68]。

城田は金にとって謝罪する主体として認識されており、加害者の一員としてののみ文脈化されている面がある。かにた婦人の村の運営母体はキリスト教系の社会福祉法人「ベテスタ奉仕女母の家」であり、金は城田自身も信仰に生きたことを理解している様子で「城田氏の懺悔も、鎮魂碑建立の念願も宗教の力であった」[金 1992: 39]と捉えてもいる。しかし、「懺悔」は城田の心情を表すだろうか。圧倒的な数の朝鮮人女性の犠牲者のために日本人が贖罪意識から鎮魂碑を建てたと金には受け止められているようであるが、みずからも「慰安婦」被害者である城田が、朝鮮人「慰安婦」被害者のためだけに鎮魂を祈ったのだろうか。

ここで、かにた婦人の村側の資料を参照したい。山下英愛は、城田が1984年3月10日に当時の施設長であった深津牧師やシュヴェスター（奉仕女という立場の施設職員）宛に書いた手紙を引用している[山下 2022: 236-238]。それは、自分と同じ「慰安婦」であった女性たちの亡霊が出てくるので、「従軍慰安婦慰霊塔」を建ててほしいと要請する内容である。その文面を短めに編集したと考えられる文章が、かにた婦人の村の後援会会報「かにた便」に掲



載されている。そこには、城田の手紙を受けての深津の見解も記されているため、以下に続けて引用する。

深津先生

…終戦後 40 年にもなるというのに、日本のどこからも、ただの一言も声があがらない。…兵隊さんや民間の人のことは各地で祭られるけど、中国、東南アジア、南洋群島、アリューシャン列島で、性の提供をさせられた娘たちは、さんざん弄ばれて足手まといになったら、ほっぽり出され。荒野をさまよい凍てつく山野で食もなく、野犬か狼の餌になり、骨はさらされ土になった。…南方の島々にいった女たちも、それに負けない非道い目にあった。…軍隊がいった所、いった所に慰安所があった。看護婦はちがっても、特殊看護婦となると慰安婦（将校用）だった。

兵隊用は一回五〇銭か一円の切符で、行列をつくり、私たちは洗うひまもなく相手をさせられ、死ぬ苦しみ。なんど兵隊の首をしめようと思ったか。半狂乱でした。…死ねばジャングルの穴にすてられ、親元に知らせるすべもない有様です。それを私は見たのです。この眼で、女の地獄を…。

40 年たっても健康回復できないでいる私は、まだ幸せです。…一年ほど前から、祈っていると、かつての同僚がマザマザと浮ぶのです。私はたえきれません。どうか慰霊塔を建ててください。それが言えるのは私だけです。生きていても、そんな恥ずかしいこと誰もいわないでしょう…[〇〇（城田）・深津 1985: 8]

深津は「一寮生から、この手紙をつきつけられて、答える言葉がなかった」と述べつつ、以下のように記している。

戦争中に、そのドサクサのなかで、あす死ぬかも知れぬ生命を、刹那の性楽にせずめてしまった男性は、案外おおいのではあるまいかと思うが、さて、ここに来て、名乗り出て、詫びる勇気のある人があるだろうか？

しかも、これは、天皇の軍隊が、隣国の少女をも欺いて行った、極めて悪質な罪悪であるが、誰もその責任を取ろうとしない。(中略)

これは、どうしても、なんとかしなければならない。何をすれば、よいか？日本由来の感覚からいうと慰霊だろう。このままにしておくで死霊が災をするから、死霊を鎮める必要があると言いたいのだろう。

しかし、そのような外形的な手段で問題は解決しない。日本男子たるもの凡て、老いも若きも、直接関係したのもの、しないものも、これから再

びこのようなことをしないという決意の表明が求められているのではあるまいか、「売春婦絶対不買同盟」を組織して…〔〇〇（城田）・深津 1985: 8〕

城田は、慰霊の対象として、「慰安婦」被害者である朝鮮人女性の犠牲者を強調しているようではなさそうである。もっとも、二通目の手紙で「日本の女一〇万余人、朝鮮の女の人二〇万余のため」国会議員が募金して石碑を建ててほしいと訴えてはいる〔山下 2022: 239〕。また、城田の自叙伝『マリヤの賛歌』には、太平洋戦争の終盤、パラオに行っていた時期に海軍の「慰安所」の帳場を任されたというエピソードが載っており、20人いたというそこでの「特要隊」（慰安婦）の女性は「朝鮮と沖縄の人ばかりで、内地の人はいませんでした」とある〔城田 [1971] 1985: 61〕。

これらの記述より、城田に朝鮮人「慰安婦」の存在がたしかに記憶されていることがわかる。しかし、城田が慰霊を願うことと、「慰安婦」制度の加害性についての謝罪を申し出ることとは、かなり意味合いが違ってくる。帳場を担当しながら、「慰安婦」の女性たちの痛苦を見て見ぬ振りし、居丈高に振る舞っていたこともあったかもしれない。それでも、城田自身も「慰安婦」を経験しており、台湾の「慰安所」での様子を「ほんとうに人肉の市で、人情とか感情とかはまったくなく、欲望の力に押し流されて、一人の女に一〇人も一五人もたかるありさまは、まるで獣と獣との闘いでした」〔城田 [1971] 1985: 35〕と伝えているように、城田は紛れもない被害者であり、どのような事情があつて渡航したのであつても、謝罪を受けるべき当事者である。

上記の城田の手紙と深津の見解は、『マリヤの賛歌』の「あとがき」にも短文にして掲載されている。城田が「終戦四〇年をむかえるに当り意を決して行動を開始したことがある。それは、戦争中いたるところに遺棄してきた何十万の女性にたいする謝罪である」〔深津 1985: 285〕という深津による導入文が添えられ、手紙の概要とみられる文面が紹介される。これは、城田が不自由な身体になりながらもかにた婦人の村の開所や施設拡充に貢献してきたことを称賛する文脈で繰り出される内容である。深津は城田を、かにた婦人の村に入所してくる「底点」の女性の一人でありながらも、一際凄絶な過去を持ち、アジア・太平洋地域の女性に甚大な被害を与えた日本の帝国主義の実態をあぶり出す存在として捉えていたと思われる。城田の意思や使命感を評価するゆえに、国家が負うべき責任まで城田が果たそうとしているように描写し、世間では気づかれることもないような「底点」女性の力を見ようとしたのではないか。

金がまとめている「深津文雄氏の話」〔金 1992: 34-38〕の通りに、城田が「日

本が犯した醜い犯罪に対して自分に出来る謝罪をするために慰霊碑の建立を申し出た」[金 1992: 34]と深津が語ったのであれば、それは韓国からの来訪者である金に敬意を払い、金の背後に被害国の人々という無数の存在を見据え、〈日本の加害と韓国の被害〉という国家の加害の問題の次元に徹して対話したということであったのではないだろうか。そうした可能性を視野に入れた上で、城田自身がどのような意識であったのか、以下で検討していきたい。

### 3. 城田すず子と鎮魂碑

#### 3. 1. 城田すず子のたどった道

日本人「慰安婦」被害者は公然と名乗り出た人があまりおらず、1990年代初頭の〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉出現後に国家補償を求めて動いた人もないことから、被害者としてイメージされること自体が少なかった。そのような中、城田すず子(1921-1993)は、1971年に自叙伝『マリヤの賛歌』を出版し、メディア取材に対応することもあり、「慰安婦」の女性たちがおかれた状況やみずからの経験を語ってきた例外的な存在である。

城田は1921年に東京で生まれ、五人きょうだいの長女として育った。城田の手記によれば、数え13歳の時、働き者であった母親が亡くなると家業のパン屋が立ち行かなくなり、学校をやめ、家事や父親の仕事を手伝うようになった。しかし、父親が作った借金があり、数え15歳で芸者屋に半玉として売られた。別の私娼窟に移された後、台湾の「ときわ樓」に住み替えた[城田 1979b: 28-35]。「お客」は「ほとんど海軍さん」[城田 1979b: 37]で、そこは慰安所であったと考えられる。その後、帰国したが家族の元で落ち着ける状態ではなく、南洋に渡航する。再び「慰安婦」となった時期もあるようである。引き揚げてからは、米軍相手の性労働をしたり、遊郭で働いたりしていたが、1955年に偶然手に取った雑誌で日本キリスト教婦人矯風会の運営する婦人保護施設「慈愛寮」のことを知り、入寮する。1958年には社会福祉法人「ベテスダ奉仕女母の家」が開設した婦人保護施設「いずみ寮」に移る。その年、施設内で骨折し、後々まで車椅子や歩行器が必要な状態となった。1965年には同法人が新たに創設した婦人保護施設「かにた婦人の村」に入所し、1993年に亡くなるまでそこで暮らした。

城田は晩年までいわゆる大学ノートなどに日記や手記類を書き溜めた。筆者はかつて、かにた婦人の村で保管されていたそれらのノート類を見せていただき、城田の経験とその意味づけについて探った[木下 2017: 211-237]。以下では、その手記類より、鎮魂碑に関わる記述のある箇所を参照しながら議論を進める。

### 3. 2. 鎮魂碑

「慰安婦」であった女性たちの亡霊が夢に出るので「従軍慰安婦慰霊塔」を建ててほしいと城田が要望して鎮魂碑が建ったというエピソードは、特別な出来事として強い印象を与える。金文淑著[金 1992]では城田が朝鮮人「慰安婦」の慰霊を願ったものと意味づけられている面があったが、管見の限り城田の著書や手記類からは、朝鮮人「慰安婦」被害者のみを深刻な被害を受けた女性たちであると述べていたような傾向は確認できない。

城田が当時どのような認識でいたかについては、1986年8月に石の鎮魂碑が建立された後に書かれた手記「私のおっかない体験記」から断片的に読み取れる。「慰安婦」の亡霊が頻繁に出ていた時期に、画用紙に『『じゅう軍慰安婦慰霊塔建立悲願』日本軍がふみにじった東南アジア 北方の各島、中国大陸、南洋群島』、「1984.3.10 祈りをこめて」[城田 1986a: 4-5]と書いたりしたようであるが、夜も寝られないほど落ち着かず、このままでは狂ってしまうのではないかと思ひ悩み、「どうにかして彼女達のさまよえる霊をなぐさめてやらなくてわ<sup>ママ</sup>」[城田 1986: 5]という気持ちが募った。念願叶い、1985年に木の鎮魂碑が立てられた時、「遠い昔トラック島やらパラオ島で一緒に働らいていた若い時の友達<sup>ママ</sup>の顔やら姿やらさまざまの思いが、こみあげて来て」泣いたという[城田 1986a: 2]。

1986年8月15日に石碑として生まれ変わった鎮魂碑の除幕式では、施設<sup>ママ</sup>の職員やメディア関係者が見守る中、城田は碑の前で泣きながら以下のように語った。

「御免ね、御免ね、一緒に南洋にいつたのに一緒に苦しんで泣いたのに、私一人だけこうやって生き残っているなんて」といつて泣きました。碑の横に車イスをずらして石に手がとどいたので なでながら、泣きながら「ほうぼうでさまよっていないで、ここにかへつていらつしゃいね。どこにも、よるべないのよ。(中略) カニタムラしかないの。生きてる私もどこにも安住の地がないのよ。カニタムラ<sup>ママ</sup>のここしか、かへつておいで一緒に又暮そうね、私も死んだら この納骨堂にはいるからね」と泣きじゃくりながら話かけました。[城田 1986a: 6]

日本で唯一の長期入所が可能な婦人保護施設として千葉県館山市に開設されたかにた婦人の村は、困難を抱えた女性たちを包み込む安住の地として城田が希求した、言わば理想郷である。かつての仲間たちが非業の死を遂げたと感じられている城田にとって、鎮魂は切実な願いであったに違いない。し

かし、城田が鎮魂へと駆り立てられるとは、どのような事態であろうか。

除幕式を終えて書かれたこの手記には、「最近きいた話」として、トラック島で「慰安婦」100人余りが壕に入れられ、陸軍の将校に機銃掃射で皆殺しにされ埋められたという話が挙げられている。城田はそれを聞いた時に血の気が引く思いがし、「従軍慰安婦慰霊塔」を要望する前に見ていた亡霊について、「まさしく私に姿をみせたのはトラック島で亡くなった友達の亡霊だったのです。なんとゆう恐ろしい事でせう たつた一人のがれた私をたよつて姿をみせたのです。苦しもうにもがく人はいつりまわつて人なんとゆう こわい様子でせう」〔城田 1986a: 3〕との認識に至ったことを示している。「最近きいた」というのがいつのことか不明であるため、このエピソードが除幕式での情緒的な語りに影響したかはわからない。ひとまず、ここでの特徴として、木の碑が建てられた時点ではトラック島やパラオとともに働いていた仲間が慰霊の対象であったのが、トラック島で「慰安婦」の女性たちが虐殺されたという話を聞いてからは、城田が見ていた亡霊が彼女たちであったと意味付けられるようになっている点を捉えたい。

城田は果たして、自分だけ助かったという後ろめたさを感じざるを得ない状況にあったのだろうか。『マリヤの賛歌』によれば、台湾から帰った城田は、父と継母に温かく迎えられたわけではなく、兄弟の病気もあり、南洋行きを決め、サイパンに渡った。宴会での接待をしていたが、その後トラック島の「見晴亭」という店に住み替えた。そこには東京からは城田一名、ほかに九州、朝鮮、沖縄から来た女性たちがおり、近所の「海軍将校の慰安所」に「横浜近辺」から来ていた「慰安婦」の女性たちとも交流していたという〔城田 [1971] 1985: 52〕。城田は民間人の客に借金を払ってもらい「見晴亭」を辞めることができ、その男性宅に身を寄せるようになったが、情勢の悪化で引揚者が増えてきた時期に東京に帰されてしまった〔城田 [1971] 1985: 53-58〕。不本意な帰国となり、家族も頼れず、トラック島に戻りたいと考えたが思い通りにいかず、一旦パラオに渡航してトラック島への船に乗れる機会を待つことにした。『マリヤの賛歌』には書かれていないが、城田の手記には、軍がパラオの慰安所に「特要隊」として行く女性を50名募集しているという話を聞き、横浜の周旋屋に自分も連れていってもらえるよう頼み、渡航したとある〔城田 1979b: 50〕。

パラオの都市コロールで「特要隊」という名の「慰安婦」となると、軍人や軍夫が押し寄せ、身体を洗う時間すらなく、「夜も昼もなかった」〔城田 1979b: 54〕。その後、海軍の慰安所の帳場を任されたようである〔城田 [1971] 1985: 61〕。次第に空襲が激しくなり、米軍機に爆撃され「慰安婦」の女性3名が即死した時に城田も負傷したが、助け出された。岩山での避難生活中に

もひどい空襲を経験し、その一帯の陣地に4、50人いた兵士がほぼ亡くなり、バラバラになった人体の断片を見て気を失ったこともあったと伝えている[城田 [1971] 1985: 62-65]。また、空襲の最中か避難生活中のことか判然としないが、「ジャングルの中をさまよってても生きている兵隊さんや南洋庁の役人さんに、生きてる証しにと、体を求められた」こと、その要求に従ったことを手記に記している[城田 1979a: 37; 木下 2017: 223-224]。

トラック島に再び渡る機会はないまま敗戦を迎え、1946年3月に引き揚げのためパラオを出港した模様である。船が出港して間もなく激しいスコールが降り、甲板に出ていた人たちの間で「残されてうずめられた人が最後に泣いている」のだという話になった[城田 [1971] 1985: 74-75]。生き残った女性が現地の住民と所帯を持ち、引き揚げを拒んだケースなど、帰国の船に乗らなかった人が「私の仲間でも5人や6人はいたはず<sup>ママ</sup>です」[城田 1979b: 57]と回想している。

以上をまとめると、トラック島では城田は身請けされてしばらくすると東京に帰されており、命の危険を感じるほどの環境にはいなかったと考えられる。パラオでの「慰安婦」の日々は過酷であったうえ、爆撃を受け「慰安婦」の女性たちが亡くなる傍らで生き延び、数十人の兵士の身体が無惨に散った場面に遭遇し、非常時のジャングルで性を要求されるなど、極限的な状況が続いている。これらの凄絶な経験は、トラウマ記憶となり、城田を煩悶させている。その凄まじさを理解してくれる人はおらず、怒りをぶつける先もない。亡霊として現れるかつての仲間たちは、城田の経験した「地獄」の実態を証すという意味で城田を宥めるところがあり、かつ当時を思い起こさせる恐ろしい存在であるとともに、生き延びることのできなかった者たちの悲惨さの象徴である。

ただし、城田一人だけ助かったという出来事は、本稿で取り上げたテキストの限りでは、パラオで爆撃を受け「慰安婦」の女性3名が亡くなった時のことのみ当てはまる。かにた婦人の村の施設長らに宛てた慰霊塔建立を願う手紙に書かれた「南方の島々にいった女たち」が「死ねばジャングルの穴にすてられ」たといった状況については、「慰安婦」として酷使されたために命が尽きて捨てられたということなのか、空襲で命を落とした場合のことなのか、不明である。断片的な情報しか拾えないため、正確なことは論じられないが、城田の記憶の中で、一連の経験が、自分は生き延びたが多くの仲間が犠牲になった出来事として再編されているようにみえる。

この見解に基づき、本稿では、城田は亡くなった被害者に「慰安婦」制度という人道に反する罪を謝罪をしたのではなく、自身も含め、「慰安婦」制度

により「女の地獄」を生きた女性たちの痛苦が放置されたままであることへの憤りを昇華させたと捉え、死んでいった女性たちを慰霊するため、女性たちの置かれた状況の悲惨さを世に訴え、慰霊塔＝鎮魂碑建立を願ったものと考えらる。

1986年の石の鎮魂碑の除幕式で「御免ね、御免ね、一緒に南洋にいつたのに一緒に苦しんで泣いたのに、私一人だけこうやつて生き残っているなんて」という言葉があふれたのは、戦争などの極限的な状況下、多くの人が命を落とす中で生き残った者の罪悪感であるサバイバーズ・ギルトゆえとみて差し支えないであろう。広島原爆の生存者の調査をしたロバート・リフトンは、「不条理で屈辱的な死」[リフトン 1971: 449]を強いられた者の傍ら生き延びた生存者が、罪の意識を生じさせる様子について論述している。生存者は、「寄るべない死者」の亡霊は、生存者が死者に対するなんらかの義務を果たさず「怠慢」であるために、落ち着くべき場所を与えられぬことになったのではないかとも感じる[リフトン 1971: 449]。また、生存者は死者と一体化し、「死者がしたか欲したと思われるように、自分も考え、感じ、かつ行動しようとする傾向」があり、最もひどい仕打ちを受けた人（または人人）の立場に我が身を置いてみなければならぬと感じる」が、それができなければ「人の身になりきれない自分を厳しく戒める」という[リフトン 1971: 454]。

杉原保史は、サバイバーズ・ギルトについて、戦争や災害などにより多数の死者が出る特別な事態でなくとも、日常において同じ形の心理が認められると議論する中で、サバイバーズ・ギルトの本来の意味を、次のように説明する。生き残り者は、自分が幸運にも生き残ったのは、誰かが代わりに死んだからであり、それは自分が彼らをより楽な仕事から締め出し、助けになることをしなかったからであるという非難をみずからに向けてしまう。実際には夥しい数の死者が出たのは生き残り者の行いゆえではなく、この罪悪感是非合理的なものであるが、生き残り者はその罪悪感の非合理性に苦しめられている[杉原 1996: 18-19]。また、「生き残り者の罪悪感、自分が他の人々と死ななかったことを裏切りと感じて、自分を責めるという内容をとることもある。そのような自責の念は、投影により形を変え、死者から裏切り者として責められていると感じられることもある」[杉原 1996: 20]。

城田は「私一人だけこうやつて生き残っているなんて」と生き残りの負い目を語っているが、サバイバーズ・ギルトの文脈で捉えれば、極限的な状況を生き延びながら、今ではかにた婦人の村という安住の地で過ごしているという立場を、みずから咎めているということになろう。涙ながらの「御免ね」は一人助かったことの罪悪感から精一杯詫びようとする姿勢の現れであり、

「慰安婦」制度の犯罪性を城田が一身に背負ったわけではない。

実際にトラック島で「慰安婦」100人余りが機銃掃射で殺害されたということがあったのかどうかは定かではない。城田が聞いたこの話は、西口克己の小説『廓』（第二部）〔西口 1956b〕に描かれた場面ではなかっただろうか。トラック島で防空壕として利用されていた壕に「慰安婦」が避難していたところ、「敵が上陸してきたら何をするか知れたもんじゃない——国辱だ」として、少尉や兵らが機銃掃射し「六七十人もの女たち」が亡くなったという残忍な場面が描かれている〔西口 1956: 223-224〕。この小説は、生家が「廓」であった西口が、父親への聞き取りの記録から執筆したことを対談の中で明かしているが〔西口克己追悼集刊行委員会編 1987: 52〕、「慰安婦」制度の調査研究の中で、件の機銃掃射の事件が事実として定着しているわけではない。それでも、『廓』は第一部〔西口 1956a〕が1956年に刊行されるとベストセラーとなり、同年のうちに第二部〔西口 1956b〕が刊行され、1958年には第三部〔西口 1958〕が刊行されており、1957年には第一部が『無法一代』（滝沢英輔監督、日活）として映画化されるなどして、多くの人に知られるところとなった歴史小説である<sup>10</sup>。その物語が城田に強烈な印象を与えた可能性はないだろうか。

城田には、身近な存在であった「慰安婦」の女性たちが虐殺されたと実感され、亡霊として迫ってくる感覚が生じた。このようなことは、極めて特異な出来事という印象を与えるが、実のところ、城田は日頃から霊体験をしていた。ある時には「昨夕から朝まで具合がわるかつた」のを、かにた婦人の村の入居者が入院先で亡くなったことに由来すると意味付け、夜中に彼女の亡霊が現れたので追い払ったと記している〔城田 1986a: 48〕。またある時は、〇〇〔かにた婦人の村の入居者〕が元気になったのは、喘息で亡くなった彼女の姉の亡霊が〇〇の元を離れ城田の下に来たからだと捉え、〇〇を「責めるわけにはいかないわ、私の宿命なのね。亡霊が救いを求めて私について、くるしさを、訴へているの」〔城田 1986b: 26-27〕と解釈している。城田は貧しい親・きょうだいのために花柳界に入ったというその姉の苦勞に思いを馳せ、同情している〔城田 1986b: 27〕。また、「生霊」も見るし〔城田 1986b :5-6〕、「マリア様」も見る〔城田 1986b: 8〕のである。身体の不調が重なり精神的な負荷がかかった時に、このように亡霊などを見ることがあったようであるが、こと「慰安婦」の亡霊に関しては耐え難いほど苛まれ、慰霊塔の建立を要請し、石の鎮魂碑が建立されるまで尽力することになったのは、自分を含む「慰安婦」であった女性たちの苦勞が顧みられないことがない事態への苛立ちや、サバイバーズ・ギルトゆえであると考えられる。

石の鎮魂碑は、城田が「慰安婦」の女性たちの状況をラジオで語り、募金



が集まって建てられた。鎮魂碑建立までの一部始終として除幕式に城田が臨んだところまではよく知られている。その後はあまり語られることがないが、手記類からは、別様の苛立ちが繰り返される様子が見て取れる。鎮魂碑が建った1986年の10月某日、あるジャーナリストから送られてきた手紙に、東南アジアの各地でどれだけ現地の女性が「けがされて死んでいつたか」、「トラック島から脱出した藝妓菊丸が引揚げ後自殺した」といった内容が書かれていたことを受け、これらは自分にとって「うんざり」する「もうあきあきした」話であるという反応を示している。同封された写真も見ることになるので施設長に回したとのことである[城田 1986a: 21]。除幕式から約2ヶ月、自分としてはできることはしたので、いつまでも「慰安婦」の惨事の話に引き戻さないでほしいという心境であったようである。また、同月、以下のようにも綴っている。

「朝食の時、沖縄からじゅう軍慰安婦とゆう人が村に来るんだつて、それから慰安婦の係をしていた兵隊さんだつて、私全然あいたくないからSウタコまでことわつたわ、もうたくさん、もえつくしてしまった私には、全然関係なしとゆう心境だわ、静かな生活をかきみださないでほしいわ」[城田 1986a: 32]

鎮魂碑が建ち、自分の使命は果たしたと考える城田は、忌まわしい記憶から解放されて平穏な日常を手に入れたかったのであろう。一方で、神が自分を生かして役目を果たさせようとしていると解釈し、長生きし「いつまでもあのあわれな若い時代の純真な慰安婦達 私の青春の友達の事を語りつづけて、せめて鎮こん碑のためにお祈りをしたい」とも記している[城田 1988: 8]。

トラウマ記憶に苛まれること自体、過酷なことであり、解放されたいと思うのも当然のことである。サバイバーは、被害者としてだけ生きているわけではない。晴れやかな気持ちで過ごしたいと願う生活者でもある。そうであっても、心身の奥底に宿った「慰安婦」の記憶が時に姿を現し、平穏をかき乱した様子が窺われる。

### 3. 3. 1990年代初頭の城田のテキスト

城田は1990年代初頭の「慰安婦」問題の出現にどのように向き合っていたのであろうか。城田が1993年に亡くなるまでの状況については、具体的なことを伝える文献等があまりないため、なかなか見えてこないが、朝日新聞の

1992年9月2日夕刊記事は、名前は伏せられているが城田とみられる女性からの葉書が届き、「慰安婦の新聞記事やテレビ、うれしく見えます」と書かれていたと伝える。そして、「房総の海辺で、そのニュースをひっそりと喜んでいる日本の仲間が一人いる」と締め括られる〔『朝日新聞』1992.9.2夕刊；木下2017: 85-86〕。〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉が拡大する中、城田は戦後補償を受けるべき主体として論じられておらず、ナショナルな境界線で被害の程度が振り分けられていた。

城田の晩年の手記類に、「川柳」として書かれたものが確認できる。

「女のじごくみてきた女達の 霊がつどふ 丘の上のチンコンヒ」

[城田1991: 11]

「くらい70年よ。さらば、おさらば今日から0年一年生だ、幼子だ」

[城田1991: 11]

「慰安婦」という凄絶な経験をした城田にとって、なぜそのような目に遭わなければならなかったのか、決して納得のいく理由はなく、報われることもない。鎮魂碑は犠牲者たちの亡霊が集うモニュメントであり、城田自身の苦悩や悲哀を証す拠り所でもあったのであろう。暗い70年間であったと振り返りながら、そこから「おさらば」して喜びの得られる日々を生き直そうとした様子である。ただし、穏やかな気持ちでいられる時ばかりではなく、「慰安婦」問題の動向も気にかけていた。

沖縄で朝鮮人「慰安婦」被害者のペ・ポンギが亡くなったという記事を施設職員に読んでもらった際には、「涙が出てしようがなかった」と綴っている。韓国の生存者が近々来日し、補償問題で動くという話題に対しては、「お金の事ね」と受け止めたうえ、「政府はどうゆ<sup>う</sup>、つぐないするかしらねたくさん、お金あげても死んだ人はかへらない」と記している。そして、「私の青春は兵隊にふみにじられた。青春、もうとりかへしがつかないね」「金はいらなから年をかへしてくれ、20才の私にかへしてくれ！！」と内面の叫びをノートに刻んでいる〔城田1991: 13-14〕。

このように、城田は「慰安婦」被害の当事者であるが、「慰安婦」問題が〈朝鮮人従軍慰安婦問題〉として拡大する中、日本人「慰安婦」の被害者性は後景に退いた。山下英愛は、1990年代に「慰安婦」問題が公論化された際、戦争や植民地支配の加害国日本対、アジアの被害諸国という構図で展開されたことが、日本人「慰安婦」が不可視化された最も大きな理由であると論じる。そして、1992年12月に日本で開催された国際公聴会に、韓国、朝鮮民主主

義人民共和国、フィリピン、台湾、中国、オーストラリアから「慰安婦」被害者や関連団体が招待されたが、日本人「慰安婦」被害者は招待されなかったこと、城田が病床に臥せていたとはいえ、映像やメッセージを伝える程度はできたはずであったことを指摘する[山下 2022: 242-243]。戦後補償運動の中に、日本人「慰安婦」の被害を受け止めようとする関心が広がっていったのである。

城田が鎮魂碑の建立を通して成し遂げたことと、国の責任が問われ、「慰安婦」被害者への戦後補償が求められるようになった事態とは、違う次元の事柄である。城田は自身にとっても未知の展開を、集団として台頭してくる朝鮮人「慰安婦」被害者の動きを通して見守っていた。

#### 4. おわりに

金文淑と城田すず子は、一時的に対面する時間を持ちながらも、真に痛みを分かち合うための端緒を掴めなかったという意味で、出会い損ねたと言える。金は城田を朝鮮人「慰安婦」の受難を証す証人であり謝罪する主体として認識し、城田の懊悩までは感じ取れなかった様子であり、城田にしても、朝鮮人「慰安婦」がおかれた一層過酷な立場や、金が同胞女性が受けた扱いに耐え難いほどの屈辱を感じ、加害国である日本を追及せねばならなかった切実さまでは実感できなかつたように見える。

金はソウル発の運動が発信する内容と取り立てて違うところのない歴史観を形成していたようである。民主化を経て勢いを持った韓国の女性運動として、ナショナルなレベルで被害の質を捉えようと力が注がれる歴史的段階にあった中、金も釜山での女性実業家のリーダー的存在としての矜持から、日韓政府を動かし「慰安婦」問題が進展するよう、ソウルの動きを意識しながらみずからに役割を課していったと思われる。城田は戦後補償という枠組みでアジアの戦争被害者たちが拓いていこうとしたのが、人権を尊重し真摯に歴史と向き合う国家へと日本が生まれ変わる地平であり、戦後の根本的な変化であることの意義を捉えきれずにいたのではないか。もちろん、それは、日本人「慰安婦」被害者への本格的な支援運動の不在ゆえである。

それぞれの地点で「慰安婦」問題が経験されていた様相は、必ずしも運動の歴史として語り継がれてきたわけではない。韓国の被害者らの活動であってもそうである。1994年5月、韓国の「慰安婦」被害者15名が来日し、被害当事者だけの会を結成したことを議員会館の記者会見で発表した。1993年12月に「慰安婦」被害者40名で集まり、挺対協と太平洋戦争犠牲者遺族会を頼らず、被害者だけで補償要求運動をしていくことを話し合ったというこ

とであった。映画『沈黙——立ち上がる慰安婦』（朴壽南監督、2017年、アリランのうた製作委員会）に記録された彼女たちの歩みは、挺対協中心の運動史観の「正史」には位置付けられず、埋もれがちな歴史である<sup>11)</sup>。

かにた婦人の村の鎮魂碑をめぐるのは、「慰安婦」被害者が経験した「女の地獄」を史実として世に伝え、被害者をなぐさめるための拠り所としてきた城田のスタンスと、日本人の謝罪の象徴として捉えた金の理解の仕方とでは、質的に異なる面を確認した。館山の海を見下ろす小高い丘に建てられた鎮魂碑は、どのような立場の者であっても、「慰安婦」被害者の受難に思いを馳せ、被害者とともに嘆き、彼女たちを労り、このような悲劇が再び起こらないことを願い、精神的に連帯することを可能にする結び目となり、訪問者を迎え入れる。鎮魂碑と向き合う者の歩みに目を向けることで、「慰安婦」問題への多様な関わり方が見えてくる。サバイバーの声は聴き届けられたのか、わたしたちは何度でも振り返る必要がありそうである。

## 注

- 1) アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館 wam の HP 内の「韓国の日本軍「慰安婦」支援団体をめぐって【正義記憶連帯】」ページに「1）李容洙さん（日本軍「慰安婦」被害者）による記者会見等」としてまとめられている内容 <https://wam-peace.org/ianfu-topics/7956>（2023年9月30日取得）を参照されたい。
- 2) 本稿ではペンネームの城田すず子の名で記述する。
- 3) 金が裁判闘争を率いた様子が映画で描かれたが、実際には金と閔釜裁判との関わりは、すべてが映画の通りというわけではない。
- 4) 「閔釜裁判と終わらないハーストリー」展、2023年2月15日から5月19日にかけて開催。韓国女性人権振興院日本軍「慰安婦」問題研究所の主導で「慰安婦」問題に関する民間の記録物調査が展開されており、関連事業として展示事業が実施された。
- 5) ただし、1989年3月まで施設長であった深津文雄の妻である深津春子の著書に掲載された記録には、金が来訪したのは6月29日とある〔深津 1998: 330〕。
- 6) 2000部の発行であった旨、日本語版に記されている〔金 1992: 102〕。
- 7) ソウルの挺対協の支部ではなく、別団体である。
- 8) ただし、女子勤労挺身隊被害者は敗訴となった。
- 9) 閔釜裁判と戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会の歩みについては花房俊雄・花房恵美子〔2021〕に詳しい。
- 10) 1996年には国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミによる報告書の付属文書「戦時軍性奴隷制問題に関する朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査報告書」に「慰安婦」制度についての調査報告がまとめられた中で、「ミクロネシアでは

日本軍が一晩に70人の『慰安婦』を殺した事件が起きた」[クマラスワミ [1996] 1998: 6]と報告されている。出典はジョージ・ヒックス著『性の奴隷——従軍慰安婦』であるが、当のヒックス著で参照されているのは、出典の明記はないが、内容的にまさしく西口の『廓』(第二部)の上述の場面である[ヒックス 1995: 145-146]。史料批判が十分とはいえないが、『廓』の歴史叙述が日本軍の残忍性を示すエピソードとして真実味を帯び、波及した側面が浮かび上がる。

- 11) 筆者自身、著書[木下 2017]で彼女たちの運動について記述できなかったことを悔やんでいる。

## 文献リスト

- クマラスワミ・ラディカ, [1996] 1998, (財)女性のためのアジア平和国民基金訳「女性に対する暴力——戦時における軍の性奴隷制度問題に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書」(財)女性のためのアジア平和国民基金
- 深津春子, 1998, 『かにた物語』かにた後援会
- 深津文雄, 1985, 「あとがき」城田すず子, [1971] 1985, 『マリヤの賛歌』かにた出版部, pp.283-286.
- 花房俊雄・花房恵美子, 2021, 『関釜裁判がめざしたもの——韓国のおばあさんたちに寄り添って』白澤社
- ヒックス・ジョージ, 1995, 『性の奴隷——従軍慰安婦』三一書房
- かにた婦人の村, 2015, 『婦人保護長期入所施設 かにた婦人の村 創立50周年記念誌』社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家
- 金一勉, 1976, 『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』三一書房
- 김문숙編, 1990, 『말살된 墓碑——여자정신대』釜山: 地平
- 金文淑, 1992, 『朝鮮人従軍慰安婦——韓国女性からの告発』明石書店
- 木村幹, 2020, 『歴史認識はどう語られてきたか』千倉書房
- 木下直子, 2017, 『「慰安婦」問題の言説空間——日本人「慰安婦」の不可視化と現前』勉誠出版
- リフトン・ロバート, J., 1971, 湯浅信之・越智道雄・松田誠思訳, 『死の内の生命——ヒロシマの生存者』朝日新聞社
- 西口克己, 1956a, 『廓』(第一部) 三一書房
- , 1956b, 『廓』(第二部) 三一書房
- , 1958, 『廓』(第三部) 三一書房
- 西口克己追悼集刊行委員会編, 1987, 『廓と革命と文学と』かもがわ出版
- 戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会, 2018, 「映画『허스토리』(ハーストリー)の製作者に抗議する!」<http://kanpusaiban.bit.ph/PDF/20181002ja.pdf>, 2023年9月30日取得.
- 城田すず子, 1979a, 「神様の御計画⑧」(ノートの手記)

- , 1979b, 「神様の御計画⑩」(ノートの手記)
- , [1971] 1985, 『マリヤの賛歌』かいた出版部
- , 1986a, 「私のおっかない体験記①」(ノートの手記)
- , 1986b, 「私のおっかない体験記②」(ノートの手記)
- , 1988, 「あゝ命たうとし」(ノートの手記)
- , 1991, 「ありのまま」(ノートの手記)
- 〇〇(城田)・深津, 1985, 「石の叫び」かいた後援会「かいた便」39, かいた後援会, pp.8.
- 杉原保史, 1996, 「日常生活におけるサバイバーズ・ギルト——負い目による自己他者境界の不明瞭化」『大谷学報』76(1), pp.17-30.
- 上野千鶴子, [1998] 2012, 『ナショナリズムとジェンダー 新版』岩波書店
- 山下英愛, 1992, 「訳者まえがき」尹貞玉他, 『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房, pp.12-13.
- , 2022, 『ナショナリズムの狭間から——「慰安婦」問題とフェミニズムの課題』岩波書店
- 尹貞玉他, 1992, 『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房

## Abstract

The early 1990s' Korean women's redress movement initiated the "comfort women" issue; however, this paper explores how the "comfort women" issue evolved in other locations by focusing on these two women who were brought together by the monument in 1990. One is Moonsuk Kim, an activist from Busan, Korea, and another is Suzuko Shirota, a Japanese "comfort woman" survivor who spent the later part of her life at a welfare institution located at Chiba Prefecture, Japan. In the mid 1980s, Shirota requested a monument to be built on the institution's ground. Kim became emotionally moved by it when she visited it; however, their emotional connection to the monument was totally different. Kim construed it as a symbol of an apology by Japanese, who were the people from the aggressor nation. Contrarily, Shirota apparently requested to build the monument to unveil her victimization and to appease the rancor of survivors as ghosts. This paper argues that we should recognize Shirota's "survivor's guilt" behind her request for the monument and regard her as a survivor instead of a woman complicit to the invader.

Keywords: "comfort women" issue, requiem monument, survivor's guilt